

## 青森県行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化や新たな課題に対応した簡素で効率的な県行政の実現を図るため、青森県行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 青森県行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 青森県行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、地域県民局長、部長、行政改革・危機管理監、エネルギー総合対策局長、出納局長、病院事業管理者、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が主宰する。

- 2 会議には、前条第2項及び第3項に規定する職にある者のほか、総務部次長及び本部長が命じた職員が出席するものとする。

### (幹事会)

第5条 推進本部の能率的運営を期し、事務を整理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は行政改革・危機管理監をもって充て、副会長は行政経営推進室担当の総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、企画調整報道監、地域県民局地域連携部地域支援室長、病院局経営管理課長がその所属職員のうちから指名する者及び警察本部警務部政策教養課次長をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 会議には、第3項及び第4項に規定する職にある者のほか、会長が命じた職員が出席するものとする。

( 庶務 )

第 6 条 推進本部の庶務は、総務部行政経営推進室において処理する。

( 補則 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。